

山形県成長分野参入戦略指導事業

航空機産業や医療関連産業への参入や取引拡大をしようとする中小企業者などに対し、民間の専門家を派遣することで、参入等にあたり抱える各種の課題に対する助言や指導を行います。

事業の概要

□ 支援対象企業 □

- ・ 県内に事業所を持ち、航空機産業又は医療関連産業に参入又は取引拡大しようとする中小企業者等

※ 中小企業者等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・ 中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する中小企業者
- ・ 構成員の3分の2以上が中小企業者である任意の団体、組合又は連合体
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

参入に関心があるけれど、具体的にどのような準備が必要か、助言して欲しい

□ 主な指導内容 □

- 参入にあたっての戦略策定や推進体制構築の指導
- 参入に向けた工場・現場改善、生産管理改善の支援
- 認証取得に向けた品質・生産管理システム構築の支援 など



参入しているけれど取引増に向けた新たな戦略についてアドバイスを欲しい。

～ 昨年度の指導実績例 ～

【航空機産業】

新規参入に際し、工場などにおける生産管理システムの構築の指導を実施。認証取得に向けて指導を継続。

【医療関連産業】

医療業界や医療機器販売業の現況をもとにした助言・指導を実施。医療関連産業における取引拡大戦略の再構築を行った。

□ 派遣する専門家 □

- ・ 中小企業者(派遣を受ける中小企業者)の希望する専門家

□ 派遣回数 □

- ・ 1回の指導時間 4時間程度
- ・ 中小企業者1者につき、3回以内

□ 費用 □

- ・ 専門家に支払う謝金と旅費は、県が負担します。

※ ただし、1回あたり5万円の謝金を超える専門家を希望する場合は、上限を超える額を中小企業者等が負担するものとします。

□ 募集期間 □

- ・ 随時(平成29年3月まで)。ただし、県の予算がなくなり次第終了します。

手続きの流れ

□ 申し込み方法 □

- ・ 下記、提出書類に必要な事項を記載の上、下記担当まで郵送又は持参にて提出ください。

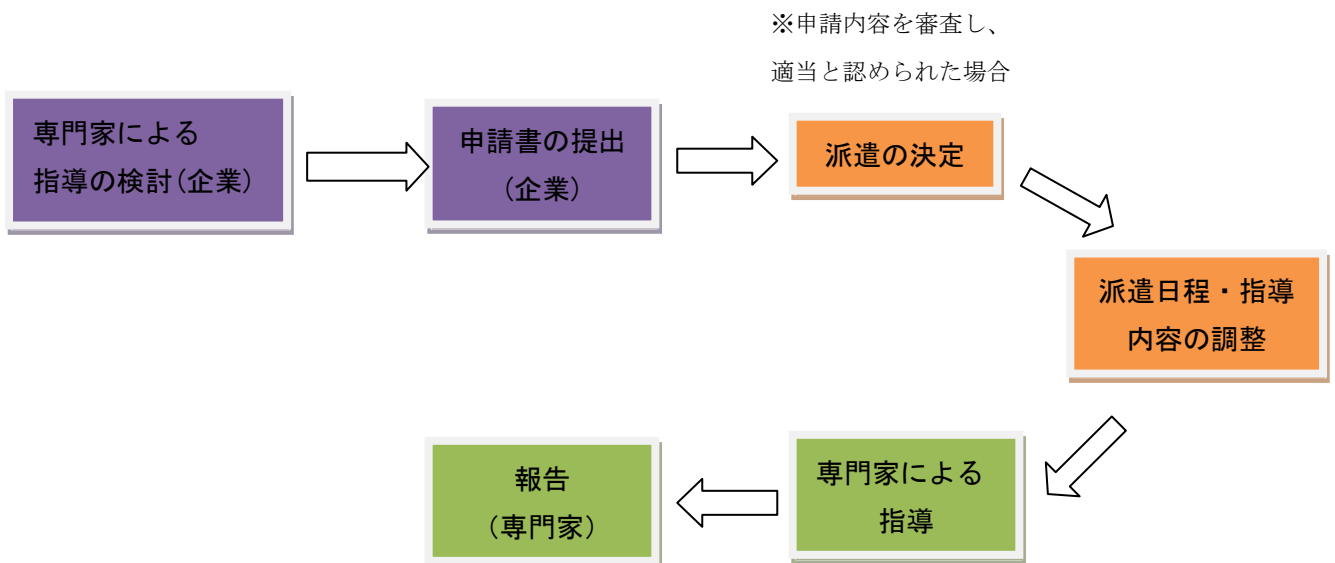
＜提出書類＞ （下記に記載の県のHPから入手できます。）

- ・ 山形県成長分野参入戦略指導事業申請書（様式1）
- ・ 事業計画書（様式2）

□ 派遣の決定 □

- ・ 県は、関係機関と提出された書類の内容を審査のうえ、専門家の派遣を決定します。

□ 派遣までの流れ □



【お問い合わせ・申し込み先】

山形県商工労働観光部工業戦略技術振興課ものづくり振興担当 大場・佐藤

電話 023-630-2369（直通）

県HP <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110002/seichousenryakusidou.html>